

令和5年度第2回
札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2023年9月1日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉・生活支援課長の高橋と申します。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、お暑い中、また、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中14名の委員の方にご出席をいただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たしまして、会議が成立することをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局長の栗崎よりご挨拶を申し上げます。

○栗崎保健福祉局長 皆様、おはようございます。

市役所は外気温が28度にならないと冷房を入れないというかたくななルールがあるものですから、今日はお入りしておりません。大変お暑い中にご議論いただくことを大変心苦しく思っておりますが、よろしくお願いいたします。

改めまして、保健福祉局長の栗崎でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

日頃から、札幌市の地域福祉の向上のために大変お力添えをいただいておりますことを心から感謝を申し上げたいと思います。

前回審議会の後、札幌市社会福祉協議会の皆さんと一緒に、各地域で地域福祉活動を実践している人と意見交換をさせていただいたところでもあります。詳細は後ほどご報告させていただきますけれども、地域での見守り活動などの支え合い活動の中で、日頃感じております様々な課題、それから、工夫されている事柄をお話しただけかなと思っております。

いずれの方も大変熱心に取り組んでおられるということで、この計画は皆さんの活動をしっかりと実効性ある形で支えていくためのものでもあると改めて感じたところでもあります。

また、話は変わりますが、先日、内閣官房の参与をされておられる山崎史郎さんという介護保険をつくられた方で、今は異次元の少子化対策のブレーンをされておられる方のお話をお聞きする機会がありました。

山崎さんのお話の中では、世の中の識者の中には、これから人口が減っていきますけれども、人口減少をしていくのはもうやむを得ない、止められないから、減るなら減るで、

それに合わせた社会づくりをしていかなければならないとおっしゃっている方もいらっしゃると思いますが、それはそれで事実ではあるのだけれども、そう単純なものではないとおっしゃっていました。仮に、今の人口は1億ちょっとですけれども、かつての5,000万人時代、そして、これから来るであろう5,000万人時代では、高齢者の人口がかつては五、六%だったのが、今度の5,000万人時代には4割ぐらいが高齢者という時代になるということですから、構造的な課題について、しっかり立ち向かっていかなければならないということを強く協調されておられました。

そういった社会を支えていくのも、今、ご議論いただいている地域福祉の世界だと思えます。その地域福祉も新たな時代を見越した取組をしっかりと考えていかなければならないのかなと感じた次第であります。

本日は、これまでご議論いただきましたことを踏まえまして作成しました素案をご説明させていただきますので、引き続き忌憚のないご意見をいただければと思っております。

当審議会は、残すところあと2回の予定となっておりますけれども、委員の皆様方には、ご負担をおかけいたしますけれども、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報 告

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、ここで、お手元にお配りしております資料の確認をいたします。

まず、本日、令和5年度第2回札幌市地域福祉社会計画審議会次第でございます。その後、座席表と委員名簿がございます。本日の資料として3種類ございまして、資料1が「地域福祉に関する地区意見交換会」の実施報告について、資料2が令和4年度モデル区における複合支援の実施について、そして、資料3が札幌市地域福祉社会計画2024素案でございます。

現時点で不足等はございませんか。

もし進める中で不足がございましたらお知らせいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の交代がございましたので、私からご紹介させていただきたいと思えます。

札幌市医師会の土肥委員がご退任されまして、新たに橋本茂樹委員にご就任いただいております。

橋本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、障がい者によるまちづくりサポーター代表の山田委員、また、札幌市学校救護協会の須藤委員、市民公募委員の中村委員、以上3名の委員がご都合により欠席されております。

なお、当審議会は、先ほども申し上げましたが、公開で行っております。記者席、傍聴

席を設けております。

また、皆様の発言につきましては、会議録として整理させていただきます。後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際には、お手数ですが、お近くのマイクをご使用いただきご発言をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、畑会長にお願いしたいと思います。

畑会長、よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

○畑会長 皆さん、おはようございます。

畑でございます。

ここからの進行を務めさせていただきます。

先ほど栗崎局長からもお話がありましたけれども、本当に大変暑い日が続いておりまして、冬のみならず、夏場も高齢の方の見守り活動が非常に重要になってきているということで、この地域福祉計画が非常に重要な局面を迎えていると思いますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと考えております。

今日は、資料が非常に多くなっておりますので、少し説明に時間をいただく部分が出てまいりますけれども、ぜひご確認いただき、皆様の専門的な知見をそれぞれの視点から活発なご議論をいただければと思います。

それでは、まず最初に、「地域福祉に関する地区意見交換会」の実施の報告について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、ご説明させていただきます。

資料1、「地域福祉に関する地区意見交換会」の実施報告についてをご覧ください。

前回の審議会でご審議をいただきましたが、この地域福祉社会計画、また、札幌市社会福祉協議会のさっぽろ市民福祉活動計画の策定に当たりまして、地域福祉活動を実践している関係者の皆様からの意見を計画や取組に反映していくために、札幌市、札幌市社会福祉協議会の共催で、市内各区1地区、合計10地区におきまして、意見交換会を7月3日から8月8日にかけて開催いたしました。

ご参加いただいたのは、(2)にも書いてありますけれども、地区福祉のまち推進センター、地区社協の活動者、民生委員、町内会の関係者といった地域の皆様のほか、地域包括支援センター、相談支援事業所の職員など、おおむね1地区10名程度、多いところはもっと多い人数の方にご参加をいただいて開催したところでございます。

この意見交換会では、本当に様々なご意見をいただいております。いただいたご意見の主なものを項目ごとに次のページ以降にまとめております。この意見交換会でいただきましたご意見につきましては、この資料のままではございませんけれども、地域福祉社会計

画の本書の資料編にも掲載する予定でございます。

また、いただいたご意見のうち、実際に計画に反映させていただいているものもございますので、そのようなご意見については、この後の計画素案の説明をする際にご説明させていただきます。

それでは、いただいたご意見について、主なものをご紹介します。

次のページ、(3)各地区での主な意見をご覧ください。

まずは、計画についてでございます。

こちらにつきましては、計画にキーワードを入れてほしいというご意見や、計画についての周知のために研修などをしたほうがよいというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、地域住民による福祉活動について、いろいろお聞きしております。

ここは、いろいろなご意見をいただきましたので、見守り活動、サロン活動、そして、民生委員、また、災害時の避難支援というように項目ごとに分けております。

まず、見守り活動についてですけれども、見守り活動にデジタル技術を活用していくべきというご意見や、見守り活動の理解を得られるようなPRの必要性、また、近所の情報や関係性の構築が大切といったご意見をいただいております。

次のサロン活動については、実際にサロン活動を行う場所がないというご意見を幾つかの地区でいただいたところです。また、学校や児童会館を地域に開放することで、地域との交流にもつながるのではないかとご意見をいただいております。

次のページに移ります。

民生委員についてです。

こちらは、担い手不足のお話を聞くことが多かったほか、実際に見守り活動を行う中の困り事についてのご意見をいただいたところでございます。

その下の災害時の避難支援については、重度の障がいのある方は、避難の際にコミュニケーションを取るのが難しい場合もあるという課題感についてのご意見をいただいたところでございます。

その下は、地域の状況や取組についてということで、こちらも、地域の状況、地域活動の担い手、また、連携の取組や地域での広報活動と複数に分けさせていただいております。

まず、地域の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な問題が起きていること、また、停滞した地域活動を再び盛んにしていかなければいけないこと、マンションが増えたりする中で地域のつながりが弱くなってきていると感じること、複雑な課題を抱える世帯が増えてきていることなど、それぞれの地域のことだけではなく、複数の地域から共通するお話も数多くお聞きすることができたと感じております。

また、次のページに移りますが、地域活動の担い手については、現在、60歳を超えても働いている方が増えていること、高齢化等によって担い手が不足しているという現状を多くの地域でお聞きしております。

一方で、担い手の掘り起こしのため、子どもを通じたイベントの開催、また、単発イベントのボランティア参加、単発イベントのお手伝いという新たな関係性構築に取り組まれているお話もお聞きできたところでございます。

その下の連携の取組については、地域内における連携や情報共有がより必要であるという意見を複数の地区からお聞きしております。

地域での広報活動については、やはり地域内での情報共有、また、若者や子どもに対する広報活動や福祉教育が必要ではないかというご意見をいただいたほか、その下の個人情報取り扱いについては、地域での連携や情報共有のネックになるのが個人情報の保護であるというご意見も多くいただいたところでございます。

その下の成年後見制度については、まだ制度について知らない人も多い中、制度の必要性は高いことから制度の拡大、発展が必要であるというご意見をいただいております。

最後に、行政への要望ということで、まず、市役所内の部署間の連携を進めていくべきというご意見など、本当に様々なご意見をいただきました。

これらいただきましたご意見については、事業に関するものは事業の所管部署と協議の上、計画素案または実際の取組のときに反映させていくことを考えております。

また、意見交換会にご参加いただいた方々には、別途、今回の計画に反映させた内容などをお知らせいたしたいと考えております。

意見交換会に関するご報告は、以上でございます。

○畑会長 それでは、皆様から、ただいまの「地域福祉に関する地区意見交換会」の実施報告について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

○橋本委員 今、話を聞くと、先ほど局長が話したこれから85歳以上がどんどん増えてきて高齢社会になっていく問題点あまり出ていなかったのかなと思いました。中にはきっと入っていると思うのですけれども、これから85歳以上の方がどんどん増えてきて何が問題になるかという、多死時代、どこで死ぬかという大きな問題があります。それと、もう一つは、認知症の問題だと思います。この二つの問題が今のところからあまり出ていないので、気になっているところです。本当にこれからの問題点をもっと市民と共有すべきだと思いました。

○畑会長 今の点、意見交換会で何か話し合いをするような項目をお渡ししていたのか、それとも、完全にオープンでそれぞれ話し合っていて出てきた内容なのか、意見交換会自体の展開について教えていただけますか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 基本的には、オープンな感じでお聞きしていただきましたけれども、地域で福祉活動をいろいろ実践している方々でしたので、本当に地域で活動されている中での取組の状況や困っていることを中心にお聞きしながら話を膨らませていった形でございます。

○畑会長 今、橋本委員からご意見をいただいたように、草の根的に意見を集約すると、先のことを見越してというよりは今の懸念事項が多く上がってくることになります。今後、

先を見越したときの意見をどういう形で集約していったら、こういう計画に反映できるようにしていくか、また、周知・啓発につなげることによって、今後の展開につなげていくかということは重要な視点になってくるかなと考えられますので、ぜひ今後も市民の方と向き合っただけの活動をしていくときの参考として押さえておいていただければいいのかなと思いました。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

資料が多いので、こちらのほうはそこそこというところもあるのですが、私から1点お話しいたします。

活動に参加いただいた方々にフィードバックするというお話をいただきましたけれども、計画に反映でき得る部分があるのであれば、9月末が最終になりますので、キーワードの追加まで踏み切ることができるかどうかは確定的にはお話しできませんが、私も一緒に確認させていただきますので、ぜひいただいた意見にも真摯に向き合っただけ取り組んでいくというところの確認をさせていただきたいと思いました。

皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畑会長 ありがとうございます。

それでは、こちらの「地域福祉に関する地区意見交換会」の実施報告については以上といたします。

続きまして、報告事項の(2)令和4年度モデル区における複合支援の実施についてになります。

前回の審議会において、支援調整課の取組の現状について示してほしいというご意見をいただいております。この点について、事務局にご準備をいただきましたので、報告をお願いいたします。

○事務局(足立総務課長) 札幌市保健福祉局総務課長の足立と申します。

私から、A4判横の資料に沿いまして説明させていただきます。

こちらは、昨年4月から複合的な福祉課題を抱える世帯への支援について、区役所が組織的に対応していくことを目的に、北区及び東区に支援調整課をモデル的に設置しまして、複合支援に当たっているところでございます。

その状況につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

資料の一番上、複合事案の性質ですが、上げられて支援調整課が取り扱った世帯が抱える福祉的課題の特徴についてでございます。

資料の左側に表がございますけれども、①の囲みのおり、知的障がい、精神障がいを含む割合が高く、経済的困窮を抱える世帯が多いというのが大きな特徴となっております。

この特徴と連動しますように、支援調整会議には、介護障がい担当課、保護課の職員の参加の割合が大きくなっているところでございます。

次に、その下の②の囲みでございますが、ひきこもりやごみ屋敷、8050問題など、

対応がなかなか難しい今日的課題を含むケースも一定の割合で含まれていたところでございます。

最後に、その下の③の囲みですけれども、やはり支援拒否の事例が多く、特に、支援調整会議で検討するような事例では7割以上が該当するなど、その特徴がより顕著でございます。

次に、下の2番目の支援調整課への相談元とモデル区ごとの特性は、どこの部署から相談があったかという表になっております。

北区は、保険年金課からの相談が20件と多くなっておりまして、東区では、介護障がい担当課と保護課の関係の相談担当の係からの話が半数を占めていたところがございます。

こちらは、市民に一番最初に接しますファーストタッチの窓口の職員が支援調整課の職員から取組の意義の説明を受けた後、アンテナを少し高くして感度を上げて接したことが要因と考えております。

最後に、右下の囲みですけれども、モデル区ごとの特徴は、北区では、複合支援が必要な案件が生じた場合には、部長を筆頭とした支援調整会議を開催しまして対応しているケースが全体の27%、4分の1程度と比較的多い状況でございました。

②の東区では、課題の解決に向けて支援調整課の職員と各課で必要な調整を事前に行って前さばきをしていることが多くありまして、支援調整会議までは至らないけれども、少し筋道をつけて対応したところが多かったところがございます。

両区では、それぞれがよりよい調整方法を試行してみた結果、支援調整課の介入の仕方や進め方については、少し違いが生じている状況になっております。

資料にはございませんが、こちらの支援調整課の取組につきましては、今年度から厚別区と南区でもモデル区を追加して実施しておりまして、今、モデル区での取組事例、成功事例や課題を積み重ねながら、今後の全区展開に向けて課題の整理を行っていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○畑会長 非常に重要な取組かなと思って伺わせていただきました。

皆様、ご意見、ご質問、ご確認はございませんか。

○山本委員 山本です。

2点確認させてください。

1点目は、資料2の2のモデル区ごとの特性です。

東区は、令和3年の抽出が42件で、令和4年が26件と結構減っているのですよね。これが何でこんなに減っているのかが聞きたいです。北区がそんなに減っていないのに対して東区が減っている理由が一つです。

もう一つは、モデル事業を広げていくという話がありました。ここについて、何か8050問題、ごみ屋敷問題等について、成功例の共有といたしますか、こういう介入をしたら非常にうまくいったというある程度事案を抽象化した上で成功したというマニュアルとは

言わないですけれども、そういうものをつくられる予定はあるのか、お伺いしたいです。
○事務局（足立総務課長） まず、資料のR3年度の抽出とR4年度の新規の件数が違うのではないかというご質問です。

R3年度の抽出は、支援調整会議を始めるに当たって、広く全件、これまでのケースを棚卸しといたしますか、各課から拾っていただいた結果、今まであまりこのような取組をしていなかったのので、比較的多く抽出されたのかなと思います。R4年度は、日常、動きながら接している中で拾っております。ばらつきはありますけれども、そういった形になるのかなと思っております。

二つ目のごみ屋敷や8050、ひきこもりも含めて、成功事例という形ではすぐには出ておりませんが、区役所には実際に8050やひきこもりを所管している部署がございませんので、ひきこもりであればひきこもりセンターなど、それこそ本庁の関係部局や外部機関との連携について、具体的にどういうサポートがあれば連携していけるかを現在積み重ねているところです。

今、4区に拡大してやっておりますが、成功事例集については、いい取組があったり、外部機関との連携でこういう取組を始めていますというものを、今後、全区展開していくときには、適宜、お示ししていければ思っております。

○山本委員 2点ともよく分かりました。

例えば、8050問題は高齢者虐待の問題とも非常に関連のあるところで、高齢者虐待をして分離したというのがいい成功例なのかは置いておいて、そういうものを共有できれば、高齢者虐待に関わる方への指針にもなります。やはり、制度の周知だけだと進まないのかなと思います。具体的な事案のイメージを進めることによって、実際に関わる区の担当者が進めていきやすいのかなと思います。

ぜひ進めていただければと思います。

○畑会長 続いて、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 まず、質問ですけれども、支援調整会議のメンバーには、どのような職員が入っていたのかが一つです。

先ほど、課長からファーストタッチの方のアンテナを高くしたことが要因とありました。要するに、ここに相談に来たときに、この人が本当に困っている事柄にはこんなこともあるのだなとみんなが気づいてくれればいいわけでございます。今後は、保健福祉課を含めて、窓口を担当する職員の皆さんそれぞれのアンテナが高くなるような努力をしていただければと要請したいと思います。

それから、先ほどのごみ屋敷も含めまして、成功している事例は、ほとんどが地元の町内会や民生委員が継続して協力することによるものだと思うのです。単発的に役所がこうやってくださいと言ったら、そのときはよくなるかもしれないですけれども、それが永続するかどうか、本来の解決につながるためには、やはり地元の力が非常に必要だと思っております。

先ほど支援調整会議のメンバーを聞いたかったのはそういうことで、地元をもう少しうまく使っていくと、将来、これをきっかけに地元の方々がここのところを解決していくという道筋につながっていくのではないかと思ったものですからお聞きしているところです。

○事務局（足立総務課長） 支援調整会議のメンバーは、現状では、区役所内部の対応ということで、保健福祉部長が座長になりまして、関係課の課長、係長、担当者が出ております。

それで、最後に地域の力というお話がありました。もちろん、これまでも活動推進担当係長には支援事業所や民生委員とのパイプや流れが既にあつたりしますし、支援調整課ができた北区、東区では、民生委員にこんなことがありましたらというふうにお話をさせていただいたり、区社協に協力を依頼しまして情報提供をいただきながらということもやっております。

先ほどのひきこもりやごみ屋敷のケースは、なかなか解決するというふうにはならなくて、支援拒否のケースも多いということで、病識や課題の認識がないのだけれども、周りの方が心配している場合もございます。そういったところでは、地域の方々の見守りも使っていきながら、それが組織的にできるか、案件に応じて対象が変わってくるかなとは思いますが、今後、整理していければなと思っています。

また、窓口のファーストタッチの話がありましたけれども、やはりこれまでよりも少し予防的というか、課題を事前につかんだり、介護の要件で来たのだけれども、ご家族の状況も聞きながらということは、これまで区の職員は繁忙なところもあって、なかなかできていなかったところもありますが、支援調整の仕組みを入れるときに職員全員に研修をして、こういう目的でやっていますよということで、今、支援調整課には係長と担当者が専任でいるのですけれども、そこで全ての相談はさすがに受けられませんので、既存の窓口の感度を上げて気軽に相談してもらえらるための人員としても働いていただいています。

そういったところは、10区展開に向けて、支援調整課以外の職員にも意義や目的を知らしめてスタートできればなと思っています。

○畑会長 ほかにございませんか。

○橋本委員 先ほどお話しした認知症をもう一回お話しします。

福祉的課題の中で、家庭内の暴力、8050の問題、支援拒否、ごみ屋敷の問題など、認知症に関わるようなものがいっぱいあると思うのです。そういう意味では、支援調整課で横のつながりをするということはとてもいいことかなと思います。

ただ、できれば、ベースとして何があつて、そのベースの一つとして認知症があつて、それによって発生してくる問題がどんなところに広がっているか、そういう観点で見てもいいのかなと思いつながら聞いていました。

ぜひ、今後、認知症の方がどんどん増えてくると、ここに書かれているような問題がどんどん顕著になってくると思います。その辺りの対応をもう少し考えてほしいと思って聞いていました。よろしくお祈りします。

○畑会長 皆様、ほかにございませつか。

○長崎委員 相談事というところは、全て窓口に来た市民をピックアップするということなのかを聞きたいと思ひます。

我々ケアマネジャーも地域包括支援センターもそうですけれども、8050問題やごみ屋敷について対応してひまして、例えば、僕がこの間訪問した家は、多頭飼育崩壊をしてひいて、発達障がいのお子さんひいてということひ、ごみ屋敷とまた別の問題だなど感じました。ごみ屋敷であればごみを撤去するだけで済むのですけれども、ペットとなると、本人たちの心情もあって難しい現状もあって、そこの相談の取っかかりとして専門職種が窓口に相談したということもこの件数に含まれているのか、その割合を知りたいと思ひます。

僕らも実際に現場に行つて相談するときに、地域包括支援センターと区役所のどちらに相談すべきか、迷うところもあるのです。どちらでもいいのだとは言われるのですけれども、支援調整課があるのであれば、そちらに相談したほうがいいのか、そこら辺が今後少しくリアになってくると、我々現場で働いている人間としてはやりやすいのかなと思つて聞いてひました。

○事務局（足立総務課長） 今のところ、こちらの庁内というのは、窓口に市民が見えられたり、もしかしたら、介護障がい担当課はもともと地域包括支援センターやケアマネジャーのルートがあると思ひますので、介護障がい担当課の福祉支援係、保健支援係に来た話を職員から支援調整課に渡ってくることもあろうかなと思ひます。

今のところ、市民の方は民生委員、地域の福まちの方から入ってくるのが庁外ということで、数はそんなに多くないですけれども、あとは、もともと地域包括支援センターにつながつていたり、地域包括支援センターから既存との係とのつながりもありますので、その辺はもともとのルートを使つていただひいていいと考えておひります。新しく厚別区でも始めてひますけれども、支援調整課にご相談いただひくケースも出てきてひますので、その辺の動きとしては、10区展開のときにはこんな動きで来ることもありますよと整理してひいて、10区に入った暁には対外的にはどうひうふうにお知らせしてひこうかということひはもちろん考えてひきたいと思ひます。

○畑会長 ほかにございませつか。

○高橋（誠）委員 老人クラブ連合会の高橋でござひます。

資料を事前にいただひておひりましたので、ざつと拝見いたしまして、1番と2番で、北区と東区の二つを突き合わせたときに特性が見て取れるのは、先ほどご説明がありましたとおり、北区は73世帯のうち会議が19世帯、一方、東区は68世帯のうち会議が6世帯、2番でご説明があつたように、東区ではファーストタッチ、窓口の担当職員がアンテナを高くしてひいたので、そこから直接関係課とやり取りをして会議にまで至らずということだと思ひうのです。

私は、北区のR4年度の新規で、保険年金課が20件に驚きました。私の感覚では、ケースワークを得意とする介護障がい担当課、保護課のほうが数は多くなるのだらうと思ひ

描いていて、それが東区の数字ですが、北区のR4年度の保険年金課が20件というのは、私が知り得る限りでは、それほど直接ケースワークを担当するセクションではありませんので、結果、会議という形になろうかと思うのです。

東区方式ですと、会議をかけておりませんので、関わりのあるセクションとは綿密にやり取りするのでしょうか、それ以外とはどういう情報共有をしているのか、これが聞きたかったことです。

○事務局（足立総務課長） 保険年金課は、やはり経済困窮で保険料が支払えないといったところで、今までは経済的にいつ払えますか、いつ納めてくれますかというお話だけだったところが、支援調整課が入ったので、今までも家族や世帯の状況を確認していたと思うのですけれども、少し相談しやすくなった、今までは、そうはいつでも、俺たちにはできないよなというところで国保の部分のみをお話ししていたのだらうと思います。

介護障がい担当課、健康・子ども課、保護課は、複合している、していないはありますけれども、もともとそういうふうに行っているところがあって、支援調整課ができたことによって、意識が変わったのかなと思っております。

会議をかける、かけないということについては、ご存じのとおり、北区も東区も大規模区で部の課の数も違いますので、会議にかけない事例についても、適宜、こういったことで整理していますよと部長にまで情報を上げながら、場合によっては疑問点を戻しながら、動きとしてはやっていると聞いています。

○高橋（誠）委員 私が聞きたかったのは、個別にやり取りをしなかった課レベルなのか、係レベルなのか、そこまで情報が共有されているのかです。当然、部長はご存じだと思いますが、そこがこの支援調整会議のポイントだと思うのです。情報共有ということが何度も言われていますが、知ってこそなのです。今回、自分のセクションには関係なかったですけれども、そういう世帯があった、そういう情報を蓄えていくことによって、感度、アンテナが上がって行って、次に似たようなケースになったときに、ああ、そういえば、前回、こういうことがあったなというふうに動かしていくためのものだったのかなと思っています。

○事務局（足立総務課長） 会議にかけないものも、支援調整課だけでやるわけではなくて、ここが関係するよねというところは事前に情報共有して役割分担を決めてやっていると聞いています。

確かに、その事例をどういうふうに積み上げるか、会議をかけたものだけ成果として上げていくのかはありますけれども、会議をかけていないものも情報としては本庁にもいただいておりますので、こんな動きがあった、こんな事例があったというのは、適宜、やっていきたいと思っています。

関係課とは調整しながらやっているといます。もちろん、足りているか、足りていないかはありますので、そこは引き続き整理していきたいと思っています。

○畑会長 モデル事業としての展開の中で、今後、より改善していくべきポイントはある

のかなとは感じる部分があります。

今日の審議会の場の議題としては、この支援調整会議の取組自体を検討するものとは若干ずれていってしまう部分もありますので、先に進ませていただきたいところではあります。

他方で、地域福祉社会計画と支援調整課がどう関与してくるのが非常に重要なポイントだと考えております。

これで考えたときに、まずは庁内連携というお話がありました。これは、基本目標2と絡んでくる部分もあって、やはり役所の中での横串を通す取組としては非常に重要な点だろうと思う一方で、地域福祉ということ考えた場合には、いかに横串を通した役所全体が地域と連携しながら市民に支援を届けられるようになっていくかということが本来的な目標になってくるだろうと思います。

そこで考えたときに、この支援調整課に着任されている方々の資質、資格として、今後、全区展開になっていったときにちゃんと担保し得るか、あとは、その方々の学び、庁外連携で地域の方々との連携をどうするか。基本的には、ほとんどの事例において、一件落着という解決は難しいと考えております。継続的に関わっていくことが前提になったときには、地域との連携が前提になってくると思います。そうなってくると、確かに、認知症等々の課題は今後ますます増えていく前提になると思うのですが、他方で、現場の保健師から一番耳にする声は、子どもに関わっていただける資源がそもそも地域にほとんどないということです。家児相と役所の保健福祉課での対応のみで、地域とどこで連携してこの児童家庭の方々に対する支援を継続的に行えばいいかはもう手いっぱい、児童委員の方もおられるけれども、それ以外の資源がないのではないかとこのところで、どこと連携すればいいですかという無茶ぶりのような質問を最近をよく受けるのです。

やはり、そこにメスを入れていけるのがこの支援調整課という取組になってくるだろうと期待できますので、これは今回の2024の計画に直接的にそこまで明記できている形ではありませんけれども、今後、ここをどのような形で地域福祉社会計画に位置づけていくかについて、もちろん、計画自体は9月末で完成させることになりましたが、ぜひ10区展開になっていった後にも、この計画との関連をしっかりと検討していただきながら、審議会の皆様からお声をいただきつつ、できる限り絡められるようにしていくところを、今日この場で確認させていただければと思っておりました。

皆様、懸念事項もいろいろとあるかと思いますが、ぜひ今後の継続的な計画と支援調整課との関わりについて、温かく、厳しく見守っていただければと感じた次第です。

皆様からよろしいでしょうか、最後にぜひここだけ確認したいということがあればお願いします。

○篠原副会長 今、会長からの整理がありました。地域で困り事を抱えている方々をどのように発見して、こういった支援調整課につなげていくかでは、この後、説明がある計画の基本目標1を、ぜひそういう目線でお読みいただきながら、皆さんからご意見をいた

できればいいのかなと思っています。

支援調整課の中で行われている関係課がありますけれども、例えば、水道や建設からいろいろな情報が入ってきていると思いますし、さらには、介護事業所、児童、母子、障がい、子ども・子育て、様々な関係機関からの情報が入ってくることも先ほど課長からあったと思います。そういったところがどのようにこの後サービス展開していくのかでは、基本目標2の充実感は非常に大事になってきますので、そういったところで、この後、再度、確認をしていただければなと思っています。

先ほど、会長からも、課題解決だけではなく、伴走的な支援をしていくという視点が非常に大事だと話されていました。まさに、地域社会計画の中だけで触れられるであろうことというものが地域の人たちと一緒に取り組んでいくという姿勢だと思うのです。そういったところは、基本目標3でどのように書かれているのか、この後、皆さんで確認しながら進めていただければなと思っております。

4. 議 事

○畑会長 いよいよ、今日の本題に入っていきたいと思います。

札幌市地域福祉社会計画2024の素案について、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明をさせていただきます。

資料3、地域福祉社会計画2024（案）をご覧ください。

こちらは、第1章の計画の策定にあたってから第5章の計画の推進についてまで、実際の計画を想定しました素案となっております。

なお、実際の計画には、こちらに資料編が加わります。

これまでの審議会でもご説明をしてきましたが、地域福祉社会計画は、本市の総合計画であります第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画となっております。

現在、このまちづくり戦略ビジョン実現のための中期実施計画であります2027年度までの第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランの策定作業が進められているところです。策定は9月中旬の見込みのため、本計画に掲載する事業についても、アクションプランに関係する部分が反映できていないものであったり、文章が修正になるものなどがございます。そのような事業につきましては、次回の審議会でお示しをする答申案の中でご説明をさせていただきます。

資料は、全体的にかなりボリュームがありますので、ポイントを絞ってご説明をさせていただきますが、計画の構成及び内容につきましては、現計画及び前回審議会でお示しをした骨子案をベースにしております。

まず、1ページをご覧ください。

第1章の計画の策定にあたってですけれども、内容は、枠内にありますとおり、計画策

定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制としております。

記載内容につきましては、これまでの審議会でご説明をさせていただいてきたことが主なものになります。

まず、2ページ、計画策定の趣旨としまして、本市では、これまでも地域福祉社会計画を策定しまして、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきておりますが、地域福祉を取り巻く環境の変化であったり、新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向を踏まえ新たな地域福祉社会計画を策定するといったことについて記載をしております。

続きまして、4ページ以降の計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制については、これまで審議会でご説明をさせていただいてきたことがほとんどですので、今回、説明は省略をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

第2章、計画策定の背景ですけれども、内容としましては、枠内にありますとおり、国の検討状況、孤立・孤独対策、第4期札幌市地域福祉社会計画の振り返り、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り、地域福祉を取り巻く現状、そして、第5期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題となっております。

10ページから、国の検討状況としてニッポン一億総活躍プランであったり、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部などについて記載をしております。これらは平成28年のものと少し古いものとなっておりますが、12ページ以降の社会福祉法改正につながるため載せております。

12ページからは、平成30年施行の改正社会福祉法で包括的支援体制整備事業が市町村の努力義務となったことであったり、令和3年度改正で地域福祉の推進が共生社会の実現を目指すものであると明確化されたことを記載しております。

また、16ページからは、今日的な課題として、孤立・孤独対策について触れております。

18ページからは、現計画の振り返りをしております。

19ページ、(2)で、現計画の成果指標、2022年度末時時点の状況を記載しておりますが、施策3のように、2022年度末時点で目標値を達成している項目、指標がある一方で、施策1、施策2のように、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものも多くございます。

このような状況を踏まえまして、21ページでは、現計画の振り返りといったしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域福祉活動を取り戻すための取組を進めるとともに、地域福祉活動の担い手不足について、重要な課題として再認識していく必要があるという形でまとめております。

22ページは、成年後見制度利用促進基本計画の振り返りとなっております。

こちらは、権利擁護部会でお示ししたのものになりますが、おおむね計画に沿って取組を

進めてきております。

24ページ以降は、地域を取り巻く現状としまして、審議会でもご説明をしてきた人口減少、高齢化の進行、単身世帯の増加、地域で支援を必要とする方の増加、地域福祉を支える活動者の減少などについて、具体的なデータで説明しております。

これらのデータであったり、先ほど説明しました地区意見交換会でいただきましたご意見などを踏まえまして、39ページから次期計画策定に際しての五つの課題としまして、地域で支援を必要とする方の増加、社会から孤立する方や世帯の増加、地域福祉活動の担い手不足と認知度の低下、それから、複合的な課題・制度の狭間の課題を抱えた世帯の増加・顕在化を挙げております。

41ページをご覧ください。

第3章では、計画の理念・目標と体系となっておりますが、内容は、札幌市の目指す地域福祉の方向性、基本理念、基本目標、計画の体系となっております。

次のページでは、札幌市が目指す地域福祉の方向性としまして、(1)では、地域福祉に係る国の検討状況や、これまで札幌市が取り組んできたことを踏まえまして、地域共生社会の実現のため、住民に身近な圏域と市区圏域の二つの視点から、地域住民が課題を把握し、解決するための仕組みづくりや、複雑化する地域の福祉的課題を受け止めるための包括的、重層的な支援体制の整備を進めていくことを記載しております。

(2)住民に身近な圏域での体制整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた部分でもありますので、地域活動のリスタートに取り組んでいくと記載しております。

次のページの(3)の市区圏域におきましては、複雑化した地域福祉課題に対応するため、多様な主体の連携を図り、包括的、重層的に支援が行われるような体制を目指していくことを記載しております。

44ページからの基本理念、基本目標、計画の体系につきましては、これまで審議会でご議論いただいた内容を記載しております。

47ページをご覧ください。

第4章が施策の展開となっております。

枠内に記載がありますように、施策ごとに現状と課題、施策の方向性、主な取組を記載しております。

ここでは、前回審議会でご示ししたものを実際の計画に掲載することを想定して記載したものになっております。

また、本計画から新たに開始する取組につきましては新規、特に充実させる取組につきましてはレベルアップという表記をすることは、現計画に引き続き行いますけれども、さらに、人材確保や広報を強化する取組につきましては、人材・広報という表記を本計画からしております。

非常に多くの取組を記載しておりますので、本日は、新規、レベルアップなどを中心に

ご説明をさせていただきます。

48ページからは、基本目標Ⅰの三つの施策を記載しております。

まず、施策1、福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援については、現状と課題では、新型コロナウイルス感染症によって、福まち活動も様々な制限を受けてきたことに触れておきまして、福まち活動を再び盛り上げて、地域福祉活動を将来に持続可能なものとしていかななくてはならないことを記載しております。

そのために、地区福まちへの支援や活動の核となる人材の育成、新たな担い手の確保のほか、デジタルツールの活用の検討に取り組む必要性について記載しております。

なお、デジタルの活用につきましては、地区意見交換会のご意見をを受けて加えたものとなっております。

50ページから主な取組を記載しておりますが、(2) サロン活動の推進で、見守り活動や活動や日常生活支援活動とサロン活動を合わせまして、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域福祉活動のリスタートを目指すことを記載しております。

また、(3) では、活動者への支援として、担い手確保につながるような活動や広報を強化していくという意味で、人材・広報という形にしております。

52ページからは、施策2、住民等による地域福祉活動の推進について、地区意見交換会で地域福祉の重要な担い手ということですので、企業、個人というキーワードを入れてほしいというご意見がありましたので、こちらを受けまして、住民等に含まれる主体につきまして、地域に暮らす個人や地域の団体、関係機関、企業等の事業者という形で整理をしております。

また、近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、将来、地域福祉福祉を担うことになる小・中学生など若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている活動の内容のPRなど、より多くの地域住民に地域福祉活動に参加してもらうためのきっかけづくりに取り組むことの必要性についても記載しております。

これまでの審議会であったり地区意見交換会でも、福祉教育の重要性であったり地域活動の周知、広報の必要性については、ご意見をいただいております、そこを取り入れたものとなっております。

53ページから主な取組となっておりますが、(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進については、事業者等による見守り事業であったり、福祉除雪事業で新たな活動者を確保していくための広報の強化を行っていくことから、人材・広報としております。

また、55ページ、民生委員・児童委員活動の支援につきましても、前回の審議会や地区意見交換会でも担い手不足についてのご意見をいただいておりますが、新たな担い手確保のため、負担軽減策や広報強化について取り組んでいくということで、人材・広報としております。

56ページからは、施策3、支え合いながら地域で生活するための環境整備です。

こちらは、バリアフリーと災害対策関係についての施策となっております。

57ページの主な取組で、まず、バリアフリーについては、(1)の福祉のまちづくり条例に基づいて、各種事業を実施していきます。その中で、民間公共的施設バリアフリー補助事業が新規の事業となっております。

災害対策の関係では、58ページ、59ページに、(3)から(8)までの取組が記載されておりますが、(5)の個別避難計画作成の推進が新規の取組、(8)の災害医療体制の充実・強化がレベルアップとなっております。

60ページからは、基本目標Ⅱに関する三つの施策が記載されていますが、まず、61ページの施策4、地域で生活するためのサービスや相談体制の充実の現状と課題では、支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるように、各区役所において、高齢者、障がいのある方、子どもを対象とした相談支援体制を整備してきたこと、また、区役所以外の相談窓口として、社会福祉協議会やSTEP、地域包括支援センターなどにおいて、専門的な相談支援体制の充実強化を図っていることを記載しております。

また、複合的な課題や制度のはざまの課題を抱える世帯の増加に対応するため、これまで各分野で行われてきた行政と関係機関との連携・協働に加えて、庁内各部署の組織横断的な取組が求められていることについて記載しております。

62ページ以降の主な取組をご覧いただきたいのですが、(2)相談支援機関の充実について、地域包括支援センターの機能強化事業であったり自殺総合対策事業とひきこもり対策推進事業については、レベルアップ事業としております。

なお、前回の審議会で、障がい者相談支援事業所についても、レベルアップ事業にできないかというようなご意見をいただいておりますが、現在、策定作業を行っておりますアクションプランで協議中のため、一旦、このような書きぶりとなっております。

また、支援調整課の取組につきましては、先ほど事業の状況などについてご説明いたしました。新規の事業となっております。

前回の審議会で、こちらの複合支援の取組についても、子ども、障がいを問わずということ。を明記するというようなご意見をいただいておりますので、そういったことを踏まえた表現となっております。

64ページ以降は、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進ですが、こちらは既に8月9日の権利擁護部会でご説明をして協議をしていただいております。

部会では、一部の表現が分かりづらいなどのご意見をいただいておりますが、こちらは、まだ部会でお示しした文章のままとなっております。

そのほか、主な取組についていただいている意見も合わせまして、次回の権利擁護部会で修正した文案を審議いただいた上で、次回の審議会で最終案をお示しする予定となっております。

68ページからは、生活困窮者への支援体制の充実で、生活困窮者自立支援制度についての施策となっておりますが、主な取組の70ページをご覧いただくと、前回の審議会で

ご指摘いただきました（３）家計改善支援事業を新規としております。

７１ページからは、基本目標Ⅲの施策７の記載となりますが、参考として、三つの基本目標の関係性についての図を記載しております。

７２ページの現状と課題では、地域福祉課題の複雑化や、それに伴い、包括的支援体制の構築が市町村の努力義務となったことを記載するとともに、本市において、モデル区となる区役所に設置した支援調整課による複合支援の取組を進めてきたことを記載しております。

また、このような取組のほか、関係機関や事業者等多様な主体の連携、福まち事業等における地域住民の活動をつなぐ取組など、様々な連携・協働の取組が必要であることを記載しております。

７３ページ以降の主な取組を見ていただきますと、（１）地域福祉における多様な主体の連携として、事業者等による見守り事業、要配慮者二次避難所、生活支援体制整備事業、成年後見制度の地域連携ネットワークづくりに向けた取組、自立相談支援事業を再掲で記載しております。

また、次のページ、（２）では、支援調整課を再掲しております。

７５ページ以降は、第７章、計画の推進についてとしまして、計画の推進体制、計画の進行管理・評価、成果指標を記載しております。

特に、７７ページ以降の成果指標につきましては、今回、初めてお示しするものになります。

指標の設定についての考え方としましては、現計画と同様に、施策一つに対して基本的には指標一つ、なるべく施策全体を評価できるような内容のものを設定する、また、前回までの審議会でご意見をいただいていたとおり、活動指標ではなくて、なるべく成果指標的な指標を設定するようにしております。

なお、実際の計画の進行管理であったり、その報告を行う際には、可能なものについては、関係する取組の実績値などをお示ししていければと考えております。

それでは、７７ページをご覧いただきたいのですが、施策１、福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援につきましては、福まち活動の中心的な活動として見守り活動がございますので、取組の成果としましては、見守り活動を実施・継続する地区の割合としました。こちら１００％になっているのですけれども、全ての地域に見守り活動していただけるように活動の支援を行っていくという形になります。

施策２、住民による地域福祉活動の推進の指標は、市民意識調査の項目であります地域活動に参加したことがある市民の割合を、現在の３９．６％から４５％にすることとしました。

目標値の根拠としましては、次期計画では地域活動など広報に力を入れていくことを考えておりますので、昨年の市民意識調査で地域福祉活動に参加していない理由として情報が無いと回答をしていた人たちの３割程度の人々が地域福祉活動に参加すると、地域活動に

参加したことがある人の割合が45%近くなるということから設定をさせていただいております。

次のページ、施策3は、バリアフリーと災害対策関係を合わせて一つの施策にしていることから、指標は二つ設定しております。

バリアフリーに関しては、心のバリアフリーの理解度で、理解度とは、心のバリアフリーを内容まで知っている人の割合という意味になります。

災害に関係する指標としましては、個別避難計画の作成について、計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合で、こちらは100%を目標としております。

施策4は、相談体制の充実を代表するものとして、高齢分野、障がい分野、それぞれ地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所の相談件数を指標としております。二つを合わせて一つの指標とするようなイメージですけれども、地域包括支援センターと相談支援事業所で件数のカウントの仕方が異なるため、基準値と目標値には差がございます。

施策5、権利擁護のための成年後見制度の利用促進につきましては、制度の内容まで知っている市民の割合を50%にすることを指標としております。

理解度が進むことで制度が必要な人が利用につながったり、制度利用に抵抗感を持つ人が減ることを踏まえた指標の設定となっております。

こちらの指標につきましては、権利擁護部会で改めて議論の上、次回、最終案をお示いたします。

80ページ、施策6、生活困窮者への支援体制の充実につきましては、STEPの利用者のうち就労・増収につながった人を1,300人することを指標としております。

こちらは、国の示す目標値と人口規模などから算出しております。

施策7、地域福祉推進のための連携の取組につきましては、支援調整課による複合支援の取組をモデル区での検証を踏まえながら全市的な展開も目指すことになるのですけれども、具体的な表記につきましては調整中となっております。

説明は以上です。

○畑会長 皆様、説明の中では概要的になってしまいますけれども、次回が今年度最後の審議会で、そこで最終案をもって確定させていくことになりますので、今日いただきましたご意見を基に、今回は、最終案、答申案を審議することになります。ぜひ、今日の時点で忌憚のないご意見をいただいて、次回、最終の答申案を検討できるような形に持っていければと考えております。

それでは、皆様からぜひご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○加藤委員 何点かありますので、簡潔に行きたいと思っております。

まず、全体のトーンの中で、新型コロナウイルス感染症による影響について、遅れていた施策を取り戻す、リスタートとなっているのですが、今後、また同じような感染症が発生したときにあっても、福祉サービスがある程度継続的に実施できる、こういう考え方を取らないとならないのではないかと。今は、変な話、落ち着いたので、また同じようにや

りましょうということでは、計画としてはちょっと違うのかなと考えております。

今日は保健所の方もいらっしゃっていますが、感染症の対策会議もやって、今後、新たな感染症が起きた場合、こうするのだと進んでいますので、この計画においても、その辺の考え方を持っていただければと思います。

それから、もう一つ、表紙に出ております2024年度から2029年度の6年間でございますが、例えば、高齢化率なども2029年度までの高齢化率については述べておりません。したがって、今後、高齢化が2029年度はこんなふうになっていくのだよ、しかも、区別でかなり影響が違ってくると思いますので、区によっては、この施策の中でも特にこういうことに力を入れなければならない、こんなことが重要だよということが必要になってくるのではないかと思います。ぜひ推計値をきちんと入れた上で、それに基づく準備として今から進めていくという姿勢を示していただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、細かい話になりますが、相談支援体制の中でも特に地域包括支援センターや介護予防センターの問題につきましては、先ほどの高齢化率が進んでいけば、物理的に数は増えていかざるを得ない、そういう中で、相談件数が増えましたよというのは指標としてはちょっとおかしいのかなと思います。人数が増えて対象が増えるのだから相談件数が増えるのは当たり前です。そうではなくて、もう少し違った意味で、実質的な地域包括支援センターがこれだけ機能していますよということについての指標が必要ではないかと思います。

これ自体は、どれがいいか、この数字がいいかということについては、ぜひ内部で議論していただくのと、地域包括支援センターの報告書などに基づいて考えていったらどうかと思います。

その中で、専門職員の処遇についても図っていきますよということもありました。質的及び量的なものも含め、また、金銭的なものも含めて、人・物・金について、これから充実していきますということははっきりしていくわけですので、ぜひこの点もきちんと明記したほうがよろしいのではないかと思います。

○畑会長 まず、1点目にいただきました継続性の部分、コンティニューイティーになりますが、これは私も十分把握していないところがあります。各計画において、継続性を視野に入れた策定をしていくという視点なのか、札幌市全体としてのCCPのような継続性の観点からの計画を今後検討していくという視点なのか、その辺はもし何か方針があれば、ぜひこの場で共有していただきたいと思います。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） その辺りについて、今きちんと確認しておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

○畑会長 私も事前に事務局と確認をしながら、この場に臨ませていただきましたけれども、確かに、加藤委員からご指摘いただいたように、感染症が落ち着いてきて、どちらかという、以前ベースでまた再び展開していくようなイメージで、この次の期間において、

感染症が同じように発生した場合にこの取組をどう維持していくかという視点については、正直、十分入れられていない部分があります。次まで残り1か月でどこまで検討できるか、あるいは、今後運用していく中での検討になっていくのかも含めて、その点は確認させていただければと思った次第です。

その他について、複数のご意見をいただいておりますけれども、指標については、内部で次回に向けた検討ということでご意見をいただいております。

今、加藤委員からいただきましたご意見、ご質問等に関して、事務局から、この場で回答、確認したい点があれば、ご発言いただきたいと思います。まず、受け止めた上で、月末に向けてということであれば、ここで慌ててということではありませんので、その点、何かあればご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 相談を受けた場合、特に、地域包括支援センターなどに関していうと、何らかの対応が取られるということを前提として、案件ごとの件数をカウントしております。高齢者の数が増えていったとしても対応できるように体制を整えていくということを前提に、相談件数を指標にできないかなと考えていたところです。

障がい者の相談支援事業所の検査は総数になるのですけれども、そちらは不安感の強い人などが何回も同じような相談をしてくる。それに対して、その都度、対応することも意味があるということも踏まえて、そういった相談に対応できるような体制も整備していくことを踏まえて相談件数を指標と設定させていただいております。

○畑会長 今のところの考え方ですけれども、今いただいたご意見も含めて、改めて確認していくところと、区ごとの今後の高齢化の展開等の違いに関して、あくまでも全市的な計画ですので、区ごとの細かい内容を示すことではなくて、これらの内容を区ごとに特性に応じて展開するという前提になります。

大きくは、やはり9ページに第2章の構成が書いてありますけれども、第2章の5あたりで区ごとの展開がどのくらい違ってくるのかについて、十分入れられる部分かなと思います。私に関わる住民の方は区に対して非常に愛着がある方が多くなっていますので、計画の中でそれがしっかりと見えてくることはとても大切な視点かなと思いますから、ここも前向きに検討させていただければと思います。

皆様からどんどんご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本委員 これまで、何回か素案を議論させていただいたので、内容自体に大きな疑問はないです。

ただ、一方で、この計画をつくった後、これがどう市民生活にいい効果を及ぼしていくのかという確認については、この2024年度から2029年度までの間に、適宜、検証していくという理解でよかったでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 毎年、地域福祉社会計画審議会を開催することになっておりまして、その中で、計画の進捗管理などは行っていく予定になっております。

先ほど説明させていただきましたとおり、指標として上げているものは、どうしても施

策を代表するような指標になるのですけれども、それ以外の関連する実績値などについてもお示しをしながら、現状、こういった取組について、こういった形になってきているかということも説明できればと考えております。

○山本委員 指標が達成できているかどうか、そこがひとつ分かりやすいので、いいと思います。

ただ、この市民の方々において実感するといいますか、これによって市民生活がよくなっていると実感を持てる計画の実現があればいいかなと思うのです。この指標は一つの指標として、例えば、先ほどの支援調整会議をよくやるようになりまして、これも一つの成果だと私は思うのです。ひきこもり支援も件数としてできるようになりましたも指標に入っていると思うのですけれども、そういう具体的な何か市民に対してこういう市民生活の向上になっているとアピールできれば、この地域福祉社会計画の意味を感じてもらえるようになるかなと思いますので、指標にとらわれることなく、市民生活に対する何かいい効果を及ぼしたのかどうかの検証も進めていければなと思います。

○事務局（横山福祉活動推進計画） こちらは、支援調整課に関する指標については、いついつまでに全市展開という形の指標になるかもしれないですけれども、例えば、そこから先、何件相談があったといった実績値については、こういった審議会の場合などで報告させていただくことでお知らせすることができるかなと思っております。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） ご意見をありがとうございます。
補足いたします。

指標の達成だけを目指すのではなくて、やはりそういうものをご報告していくときに、取組の中でこういういい取組ができたということと併せてご報告して、それを皆様にごいただくことも必要かと。地区意見交換会の中でも、計画をつくるだけではなくて、こういう取組をしていることで、札幌市全体がよりよくなったという効果を生む必要もあるのではないかと、そういう意味で、計画のことをもっと知らせる必要があるのではないかとのご意見もいただいております。

目標が達成できましたということだけではなく、こういう主な取組も進んでいますとお知らせできるようなものがあれば、そういうようなものも含めて報告したいと思います。

○山本委員 今の説明でよく理解できました。

○畑会長 ほかにございませんか。

○橋本委員 非常によくできた計画だと思って聞いていました。

ただ、施策同士の連携がないと、きっと、今の話にはつながらないのかなと思います。例えば、一人一人の施策が達成したとしても、横のつながりの施策同士の連携がうまくいって初めて物事はきっと大きく達成できるのだと思うのです。本文の中にも、連携を取るといっばい書いてあったのだけれども、基本的には、そののところがきつともっと考えないといけないのかなと思います。

僕は、この会ではない別のところで取ったアンケートで、札幌市民の中で60%ぐらい

が何らかの活動をしたいという話が出ていたのを聞きました。今、ボランティアをいっぱいいつくっていると今日のデータにもあったと思います。

ただ、ボランティアに登録した人たちが本当に生きがいを持ってボランティアをやっているのかどうか。あとは、施策同士でボランティアが必要なところ、例えば、介護予防センターだと、たしか自主サークルを年間6グループぐらいつくる形で、今、頑張っていると思います。そういうところで、グループのリーダーがいなくなかなか続かないのです。結局、グループをつくったのだけれども、途中で途切れてしまいます。だったら、グループのリーダーを養成するようなボランティアをつくったらいいのではないかと僕は思うのです。そういう横のつながりをしっかり持ってやることで、一つ一つの施策がもっと生きるのだと思うのです。そういうところを配慮して施策をしっかり練ってほしいというのが希望です。でないと、結局、やったのだけれども、一つ一つが達成したのだけれども、札幌市としては本当にそういう福まちになったのだろうか、そこがきっと大きなネックというか、律速段階であり大きく成長しない札幌市で終わってしまうのかなと思います。

ぜひ横のつながりをしっかり持って、ボランティアをつくったのだったら、そのボランティアが本当に生きがいを持ってボランティア活動ができる場を提供できる、ほかで困っているところがいっぱいあるのです。ボランティアが必要なところをつなげてあげるのはとても大切だと思います。

あとは、一つ、二つ気になるところは、ついこの間できたばかりですが、認知症基本法がこの中に全然入っていません。これから認知症の方が増えてくるので、認知症のことがほとんど書いていないのはちょっと残念なところです。岸田総理が共生社会はこれから絶対に達成しなければいけないとまで言っているのです。でも、認知症のことを全然反映していないのはちょっと残念なところです。

例えば、共生社会であれば、チームオレンジという地域で認知症の人たちを支えるということをほかのところではやり始めているのだけれども、札幌市は遅れています。ほかの都道府県、市町村と比べれば、認知症に関する取組がすごく遅れているので、そういうところも踏まえて、もっと強化しなければいけないところがいっぱいあるなと思って聞いていました。

ぜひ、地域づくりの中で、認知症を含めた共生社会をどうするか。認知症の人に優しいまちというのは、ほかの人たちにも優しいまちになると思うのです。まずは、そういう意味では、認知症の人たちをターゲットとして優しいまちをつくっていくと。そうすれば、高齢者だって、障がい者だって、子どもたちにだって優しいまちに変わっていくチャンスになります。

そういう意味も踏まえて、ぜひ目標の中にチームオレンジをどんどんつくっていくぐらいの意気込みが欲しいところです。よろしく願いいたします。

○畑会長 本当にどう施策を運用、展開していくかというところのご意見は大変重要なところかと思います。

これをつくってやっていくということではなくて、先ほどからずっと出ているように、活動者の方々に対しても積極的にこの計画をPRしていくことによって、横のつながりを意識したような活動展開を現場レベルで実施していくことが、今、いただいたご意見をしっかりと生かしていくために必要不可欠だろうと思います。

活動者というのは、もちろん市民だけではないですよ。地域にいらっしゃるいろいろな方々がこの計画を知って、これとこれが両方あるのだったら、これをしっかり結びつけてやらないとということ意識していただけるような周知にもつながってくる重要なご意見だったと思っております。

あとは、国の認知症基本法については、第1章、第2章の国の検討状況等で今からどの程度入れ得るか、内容的に施策展開の中で直接見えない部分がどうしても出てきてしまいます。

ただ、ご意見をいただいているとおり、本当に認知症については、今後、2025年、2040年に向けてますます増えていく前提になりますから、そこはまた構成の中で一度確認させていただければと思いました。

それでは、皆様、ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 今日、長い説明をどうもありがとうございました。

私どもは、生活困窮の相談センターということで、何でも受け付けておりますが、今回の就労の目標値で、実際に働けて解決できる人たちは私たちの支援する人の中では一番軽い人たちです。ですから、支援調整課のデータにあったように、やはり知的障がいの要素を持っていたり、精神障がいの要素を持っていたり、メンタル的な病気、鬱病は比率が多いですし、統合失調症の方もかなり多いです。やはり、日常生活を歩めない人たちが多く中で、今、語られているのが地域の見守りだったり発見という市民活動やボランティアの場が求められるのかなと思います。今、まさに認知症の話も白熱しておりますが、実際にそのように受け止めております。

この中には、計画と、最後に目標値が入っていて、私は大変まとまりのいいものだと思っております。あとは、これをどれだけ細かく下して具体策、アクションプランがついていくのかなというところがまさに試されているのかなと思っています。

この計画の中の私たちの目標値は、やりました、やれました、こんなことが起こりましたというやっている側の自己満足的な要素の一つでもあると思うのです。今、ここで必要なのは、やはり市民の方に札幌市がどれだけの福祉サービスを持っているのかをどう分かりやすく周知していくのかです。私は、決して足りないとは思っていないのですけれども、私たちも知らないサービスがいっぱいあって、そのたびにびっくりするのです。あっ、こんな制度まである、こういう窓口が影にあった、実は区役所の中にあるけれども、区役所の別の窓口で相談してしまったと。私たちも分からないで相談するのですけれども、相談すると、そういうものは区ではねと言われたけれども、実は区の保健センターにあって、区役所の職員同士がよく認識していないというすごく細かいサービスがいっぱいあります。

これをどうやって市民に周知していくのかというところだと思います。

最初の話に戻りますが、知的障がいを持たれている方、精神障がいを持たれている方は、物の探し方にくせがあったり、物を探せなかったり、判断力が鈍かったりしますので、今、困っていることだけ言うのです。今日は朝ご飯が食べられなかった、お母さんがつくってくれなかったみたいなことを言うのですけれども、その背景に潜んでいるものは、そういうことを言っていたのかというところまで大変話を聞き込まなければならないのです。ですから、そういうものを見た隣の方や通りがかりの人が、あらっと思って、どこの窓口に相談したらいいのか、どういうサービスがあるはずだからそこにつなげばいいのではないかしらと思える広報活動もひとつゴール目標に入れていただけないかなと思っております。

実際は、障がい者向けのガイドブックであったり、製本されたものがすごくたくさんあるのですけれども、でも、この人はこういう事情を抱えていて、これでいいのかなと思ったときの斜め横のつながりや真横のつながりが分からなくて、自分がその該当者かが分からない人たちが私たちの相談者です。だって、ここに書いてあって、どうして迷ったのと言うのだけれども、その方たちの判断力や今までの社会生活に関わってきた中での違った社会性を持っていたりして使えないということもあるのです。

私たちが会う中間的な職員もそうですし、ボランティアや見守りに携わる、もしくは、これから一つの事件に出くわせば、その人も見守りに感度が高くなっていく人たちですから、何かを目の前にしたときに、こういうときはと思ってすぐ調べられる、デジタルなもので結構だと思います。今回の新規やレベルアップ、人材・広報という単語は大変分かりやすいと思いますので、そういう中の一つに、ぜひ検討していただけないものかなと考えております。よろしく願いいたします。

○畑会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 大変貴重なご意見をありがとうございます。

検討させていただきます。

○畑会長 本当に重要なご意見で、例えば、支援調整課がそれまでに事例を積み上げていけると、そこにむしろ情報提供を求めるといような、情報を集積した形で横串を通した形ですぐに情報提供できるような仕組みも行く行くは実現し得るのではないかと思います。困難事例についての検討ではなくて、そういう複合的な部分があることの入り口としての確認をするような機能は今の段階からというのはもちろん難しいかもしれませんが、向こう6年を見たときに、もしかしたらそういった機能も見えてくるのが考えられると非常にすばらしい広報というか、制度のつなぎになってくるかなと思います。そういったところも今いただいたご意見で広報といった中で入れられるのか、長い視点での取組になってくるのか、それは検討ということになりますけれども、しっかりとご意見として押さえていただければと思います。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○菱谷委員 計画は大変よくまとまっているのではないかと思います。様々なところに気

を遣われて、いろいろ配慮されてまとめられているなということが伝わってきています。

1点だけ意見を述べさせていただきます。

先ほど、前段の資料2で複合支援の実施ということでデータが出てきて、実態としてそうなのだということが大変よく分かりました。現計画との違いの中の一つとして、やはりこの辺の複合的支援の強化、はざまの支援強化は大事なところで、一つの取組の目玉なのだろうと僕は理解しています。

それゆえに、やはり計画を見ると、2か所に記載があって、1か所は、63ページの中段に、いわゆる相談支援体制の強化という観点で、「属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組を推進していきます」とあります。

もう一か所は、73ページにあえて載せている意味なのですが、まず、いろいろな主体との連携の強化の中で74ページの(2)に再掲という形で載せているのですけれども、73ページでこれまでのいろいろな各分野の連携や総括的な話をして、さらに、それをまた違った形で進めようというのが(2)の支援体制の構築ということで、違和感があったのは、言葉はいいのですけれども、特に74ページの記載の最後が全く同じ表現になっていて、「組織横断的に対応する取組を推進していきます」とあって、どうしても誤解というか、内向きだけにとれてしまうような表現にまとまってしまっている感じもするので、ここはやはり今とまた1ステップ違った各関係機関、関係団体との連携を強化していきますという結びがいいのかなと思って読んでいました。

ご検討をお願いいたします。

○畑会長 本当に71ページに書いてある基本目標Ⅲの位置づけをもっと明確に支援調整課がつなぐような記述にしていくというところで、どうしても、今のモデル展開の中でも庁内連携が中心になってしまっているの、それを先ほどの資料2に基づいてご説明いただいたときにも、やはり地域内連携の重要性が見えてきたところですから、この表現を変えるというより、それをやっていくのが前提だと思っていますので、それはちゃんと見えるようにしていきたいと思います。

次回までにしっかりと確認させていただきたいと思いました。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○橋本委員 8番の災害医療体制の充実・強化のレベルアップについて、さっき、足立課長とも話をさせていただいたのですけれども、災害医療体制はDMATがわっと来て、生命的なところを確保したら、そのまま2週間ぐらいで去っていくのです。その後、災害リハビリテーションという形で、北海道だったら北海道災害リハビリテーション推進協議会が入っていて、それが起こった直後に行く場合もあるのですけれども、その後を中心にしていっていきます。

この間の厚真のときもDMATが入ったのですけれども、結局、早々に2週間ぐらいで切り上げられたというのあって、その後、入っていったリハビリテーション関係は、医療機関が個別に入っていたので、組織的に動いたということではなかったのです。

今、道では、北海道災害リハビリテーション推進協議会と連絡を取って、いろいろな調整をしながら、協定を結ぼうというところまで来ています。医療体制の中に、ぜひ災害リハビリテーションも入れていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○畑会長 今のお話は59ページの8番のところ、どうしても急性期としての2週間のイメージが強くなってしまふところ、災害後のリハビリテーションまでを含めた医療体制について、まさに、地域福祉社会計画で何か位置づけられないかというご意見だったかと思います。

今、この場ですぐに返答は難しくなってしまうのですが、確かに、2週間のみではない対応が必要な部分も重々考えられますので、いただいたご意見を基に私も入って事務局と確認させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

○橋本委員 はい。

○畑会長 ありがとうございます。

通常でいうと大体90分で、それはもう過ぎてしまっているのですが、今日は一応2時間程度というご案内をさせていただいております。

繰り返しますが、9月末が最終の審議会で、そこで答申案の最終形態をお示しさせていただきます。もちろん、そこでもご意見をいただきますけれども、そこからの修正はできる範囲がかなり狭まってしまうところがございますので、もしありましたら今日の時点で忌憚なくご意見をいただければと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

○篠原副会長 今日は、資料2が示されたことによって、かなり細かいご質問や、現場レベルでの対応の方法に皆さんのご意見が集中していたところではないかと思います。

確かに、今日、資料2でお示しいただいた新しい課がモデル的にできて、各区でチャレンジをしているところだと思うのですが、この取組が10区に広がっていくような展開になったときには、恐らく、札幌市も重層的支援体制整備事業にしっかりと取り組んでいる姿がそこに出てくると思うのです。

そうなったときに、重層的支援体制整備事業を行う上では、実施計画をまたそこでつくらなければいけない状況になります。恐らく、連携体制の構築は、そちらのほうで細かくまた示されていくのではないかと考えています。

そう考えると、この向こう6年間の計画の中で、先ほどの基本目標3に関しては、重層的支援体制整備事業が行われていくことをある程度前提として、あまり細かく書かずに含みを持たせた表現にしておくことも非常に前向きな取組として記載していくことも必要ではないかと考えていたところです。

私が先ほど事務局の説明を聞いていて、あっと思ったのが39ページだったのですが、この計画を策定していく上での課題ということで、一番最初に地域で支援を必要とする方の増加とあるのですが、今回の計画の全般的には、やはり地域共生社会の実

現に向けたというところが頭にあるわけで、課題を抱えながらも地域で社会参加をしていくということが全面に出ていくはずなのです。そう考えると、地域で支援を必要とする方々、ここではもう明確に高齢者や障がいのある方などの増加に伴ってということ、この人たちが増加することが課題ですと読み取れてしまうので、地域で生活課題を抱えながらも地域生活をされている方々が多いのですよという表現など、ここはもう少し丸くしておいたほうがいいのかと思っています。

その後に行くと、44ページ、56ページあたりは、課題を抱えながらも地域生活、地域社会に参加をする、支え合いながら地域での生活をするための環境整備につながっていくので、そこさえしっかりと共生社会の実現に向けたような記載にしていくと、全体的に整理がつくのかなと思っています。

また、次回までにこういった細かい文言、それから、先ほどの係長の評価指標の説明を受けると、やはりこの数字の意味合いが見えてくるということもあるので、だったら、もうそれをちゃんと入れておいたほうがいいのかと思いました。そういったところも各委員から意見を収集していただいて、次回の会議に挑んでいただければと思ったところです。

○畑会長 大変重要な、要は、支える、支えられるという二分的な表現にならない地域共生社会に向けた計画になるような前提の立てつけが見える表現にしていこうというところでいただきましたので、それはしっかりと修正していければと考えます。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○橋本委員 今、生活支援コーディネーターというものが生まれて、第1層、第2層、第3層といったものが各広域、中域、小域ということできっとあるのだと思うのです。

札幌市は、たしか生活支援コーディネーターの数がほかのところよりかなり少ないと聞いています。生活支援コーディネーターがどんなことをやるのかということもあるのだけれども、福まちの調整員と生活支援コーディネーターの小さい地域でのコーディネーターの人たちの役割はどういうふうに考えたらいいか、その辺りの理解ができていないので、どんな形の役割分担というか、コーディネーターと福まちの活動調整員はどんなふうに連携を取りながらやっているのかを聞きたいです。

○オブザーバー（大井戸地域福祉課長） 市社協地域福祉課の大井戸でございます。

福まち活動調整員と第2層生活支援コーディネーターの役割の違いですが、まず、福まち活動調整員は、各地区の福祉のまち推進センターにおきまして、事務局で住民の方からの相談を受けたり、あるいは、単位町内会が見守りしている中で気になる人がいるということを受け止めて、地区を担当する区社協職員と連絡調整しながら適切な相談窓口につないでいくといった役割を持っています。多くの方が地区福祉のまち推進センターの事務局員も兼ねていると思います。

一方、第2層生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターの圏域ごとに1名が配置されております、生活支援コーディネーターの役割としましては、例えば、社会資源の把握、住民ニーズの把握、そして、そのニーズに対して社会資源を紹介できればいいの

ですけれども、それでも賄えない高齢者の生活の困り事があるときに、地域の福まちも含めた住民組織、企業、NPO、ボランティアなど、いろいろな地域を構成する様々な機関と連携しながら、その困り事を支える仕組みづくりをつくっていく役割を持っております。

どういうふうに関わっていくかと言いますと、例えば、生活支援コーディネーターが各地区福まちの定例会に出向いて行って活動状況を把握しつつも、そういった場の中で住民ニーズを把握したり、逆に、生活支援コーディネーターが支え合いの仕組みをつくっていくというところで協議体という会議を設けていきますけれども、そこに福まちの活動調整員に関わってもらって、福まちの立場から意見をいただくといった関わりが多いところがございます。

○橋本委員 もっと小さいのは第3層ですか。

○オブザーバー（大井戸地域福祉課長） 第2層まででございます。

○橋本委員 第1層、第2層、第3層までであると聞いていたのです。

○オブザーバー（大井戸地域福祉課長） 札幌が第1層、第2層まででございます。

○橋本委員 札幌は、何で第1層、第2層までになっているのですか。ほかのところは第1層、第2層、第3層までと聞いています。この間、八王子の話を知ったら、たしか第3層までだったような気がするのです。

○畑会長 札幌市の設定は分からないのですが、そもそも、札幌市の場合は区レベルを第1層に置いています。全市を第1層と置いた場合には、そもそもが第3層の考え方になってきます。ですから、本来的には、区は行政区ではなくて分割しているだけですから、札幌市全体が第1層であって、区レベルで第2層で、今、第2層でやっている方が第3層という考え方のほうが適切なのです。むしろ、第3層がないというよりは、第1層がないと振ったほうが現状としては適切かもしれません。ですから、それは、八王子では住民規模に応じて全市といったところが全区で、それで第3層になっているのかなと思います。

比較的住民に近い第3層の方がおられないというよりは、いかに区レベルでやった第1層の話を全市的なところで取りまとめていくかということが今後より課題になってくるかなと思います。現場にいろいろ関わらせていただいている私の視点からは感じているところでした。

○橋本委員 その辺りで分からないところが幾つかあって、少しずつ理解していきますので、よろしくお願いいたします。

○畑会長 それでは、皆様、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

5. その他

○畑会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、議題としてその他を置いておりますけれども、全体を通して、皆様

から何かご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 今日、皆様から活発な意見をいただき、本当に大変貴重なお時間を過ごせたなと思っております。

最後に、この後の進行は事務局をお願いしたいと思います。

6. 閉 会

○事務局(高橋地域福祉・生活支援課長) 皆様、長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

会長からもお話がございましたけれども、本日のご意見などを踏まえまして、最後となります次回、第3回審議会でお示しさせていただきたいと思っております。

先ほど、副会長からお話もありましたように、今回はかなりボリュームのある資料でございました。もしまだお気づきの点が何かございましたら、期間が短くて恐縮ですが、来週6日水曜日までにメールもしくはお電話等で事務局の地域福祉・生活支援課までご連絡をいただければと思います。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、さきにお知らせしておりますけれども、今月末、9月27日15時から予定しておりますので、ご参加のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回札幌市地域福祉社会計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたりご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

以 上